

令和3年度事業計画書

自 令和3年7月1日

至 令和4年6月30日

1. はじめに

ウイルスが次から次と変異しながら襲いかかる。まるでサスペンスドラマのような息が苦しくなる先の見えない展開。我々の時代にこのようなことが起こるとは想像もできませんでした。

冷静に対応策を考えながら、日々の生業を守って行かなければならないと思います。ことがここまで来ると慌てずにじっくり考えて進んで参りたいと考えます。

2. 協会の運営について

昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な対応を取ります。

IT通信を使った連絡体制の整備を図り、WEB会議の実施とそれを補う対面での会議の実施、更にオンラインでの研修や会議など新しい生活形式にあった対応を研究し、必要であれば実施します。

社員総会及び理事会の運営を法律に則り適法に行います。

公益社団法人の法人格を前提に物事を考え、「国土の利用、整備又は保全を目的とする事業」・「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人が協働し、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定を推進する事業」を推進していくことに努力します。

法的に規定されている次の情報公開を実施して参ります。

定款、役員報酬に関する規則、監事報酬に関する規則、事業計画書、予算書、事業報告書、貸借対照表等の決算報告書、社員名簿の公開

また、個人情報の適切な管理を実行します。

組織のさらなる強化のために、当協会の組織に理解を頂き、新たなる社員の入会と財務体質の強化を継続します。

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会及び東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会並びに日本土地家屋調査士会連合会及び秋田県土地家屋調査士会との情報交換を行い、公益法人インフォメーションの情報などに従い、活動していきます。

社会の状況をよく理解し、委託先等との綿密な意思疎通を図り、コロナ対策に適した柔軟な対応をして参ります。

3. 公益目的事業について

本協会の定款第3条（目的）には次のように記載されています。

本協会は、官公署等の公共の利益となる事業を行う者の依頼を受け、社員たる土地家調査士及び土地家屋調査士法人の不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託、若しくは申請を適正かつ迅速に実施し、不動産の権利の客体を明確にし、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与する事を目的とする。

さらに定款第4条（事業）には次のように記載されています。

本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
- (2) 不動産の表示に関する登記の嘱託手続き又はこれに関する審査請求の手続きについての代理

- (3) 不動産の表示に関する登記の嘱託手続きについて法務局または地方法務局に提出し又は提供する書類又は電磁的記録の作成
- (4) 法務局備え付けとなる地図の作成
- (5) 前各号に掲げる事務についての相談
- (6) 災害発生時の復興に関する不動産の相談及び調査業務の支援
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な業務

本協会の目的を果たすため、以上の事業を行います。

これらは、公益目的事業である「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人が協働し、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定を推進する事業」に該当し、並びに土地家屋調査士の不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家としての使命を果たします。

当然のこととして、土地家屋調査士としての品位を保持し、公正かつ誠実に業務を行います。

【公1-1 公共嘱託登記に係る受託事業】

公共嘱託登記業務を適切に処理することにより、公共事業や官公署等の所有地の有効利用の事業促進に寄与し、その効果は不特定多数の国民にその反射的利益が及びます。その結果は登記情報として公開され、公益に資することになります。公益法人としての意識を忘れずに業務致します。

また、自然災害等の被災地方自治体に対し地方税法第381条に関する不動産の表示に関する登記（固定資産課税台帳の登録事項）につき、概ね激甚災害法にて指定を受けた範囲においてその申出、関連する調査測量を本協会に対応し、できる限り受託して登記事務支援活動（地方税法にも援用される）を行うこととしております。

そのため、他の公共嘱託登記土地家屋調査士協会と災害支援協定を結び、当該地域の協会、社員が被災し地方自治体に対し行う災害支援活動に支障が生じる時には財政的支援、物的支援、人的支援が迅速に行えるように準備して参ります。

【公1-2 法務局備え付けとなる地図の作成受託事業】

15年間継続受注しております、秋田地方法務局発注の不動産登記法第14条に規定されている地図の作成作業は、昨年度の基準点作業に続き、秋田市寺内蛭根一丁目及び二丁目並びに寺内油田一丁目、二丁目及び三丁目の境界確認・地図作成作業を実施いたします。秋田市の中心部に近くなり、宅地化された場所ではありますが、昭和40年代に造成された団地や明治当初からの墓地と山林などあり、道路を含め地図の混乱した区域であります。困難を伴いますが、今までの経験を生かし地図作成を完成させたいと思っております。

【公1-3 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する相談事業】

公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する相談は随時無料で実施します。

【公1-4 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する研修事業】

コロナウイルスによる新感染症により、見通しが立たない状況であるが、状況を適切に判断し、可能であれば次の事業を実施したい。

外部講師などによる研修会は、官公署等の職員とともに知識を修得する機会であり、社員及び協会の公益法人としての熟度を高めるものであります。

【公1-5 災害発生時における復興支援に関する協定書に基づく支援事業】

災害時の罹災証明書発行の迅速化、並びに不動産登記及び境界問題等の相談に資するため、秋田県との災害発生時における復興支援に関する協定書による「不動産登記及び境界問題等の相談業務」と「市町村が実施する住家の被害認定調査業務」を公益目的事業として活動しております。罹災証明書の発行につきましては、市町村職員の現地調査の補助業務を行います。

以上、事業計画書といたします。